

財政健全化法における財政指標について

早期健全化基準

財政再生基準

福井県
(21決算確定値)

早期健全化段階
自主的な改善努力

再生段階
国等の関与あり

実質赤字比率

－（黒字）

20決算 ー（黒字）

赤字3.75%

赤字5%

連結
実質赤字比率

－（黒字）

20決算 ー（黒字）

赤字8.75%

赤字15%

実質
公債費比率

13.9%

20決算 13.3% [全国22位]

25%

35%

※ただし、18%以上になると
起債許可団体に移行する。

将来負担比率

232.6%

20決算 234.6% [全国22位]

400%

資金不足比率 資金不足なし（病院事業会計、電気事業会計、臨海工業用地造成事業会計、工業用水道事業会計、水道用水供給事業、臨海下水道事業会計、港湾整備事業特別会計、下水道事業特別会計）

平成 22 年 9 月 7 日
総務部財務企画課
国久、前田
電話 0776-20-0231
FAX 0776-20-0629

財政健全化法における財政指標について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、前年度決算における 4 つの財政指標を議会に報告し、県民に公表することが義務付けられました。

これらの指標については、早期健全化基準・財政再生基準が設けられており、この基準を超えた場合には、財政健全化計画・財政再生計画の策定が義務付けられ、財政運営上の制限を受けることになります。

本県の平成 21 年度決算における 4 つの指標については、全てこの基準をクリアしております。
なお、全国の状況については、総務省が各県の指標を取りまとめ、公表する予定です。

○ 4 指標

1 実質赤字比率

平成 21 年度の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合を示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

平成 21 年度の全ての会計の赤字や黒字を合算し、県全体としての赤字の程度を指標化し、団体全体の財政運営の悪化の度合を示すもの

* 公営企業会計において、資金不足に陥っている会計はない

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率

平成 21 年度の公債費等の大きさを指標化し、公債費等による財政負担の度合を示すもの

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金等}) - (\text{公営住宅使用料など特定財源} + \text{交付税算入公債費等額})}{(\text{標準財政規模}) - (\text{交付税算入額公債費等額})}$$

(3 か年平均)

4 将来負担比率

一般会計の借入金等および公社、第 3 セクターで支払っていく可能性のある負担について、平成 21 年度末の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合を示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{将来負担額}) - (\text{充当可能基金、公営住宅使用料などの特定財源} + \text{交付税算入公債費等額})}{(\text{標準財政規模}) - (\text{交付税算入公債費等額})}$$